

## ◎令和5年度自営型テレワーカー養成研修実施業務委託に係る公募に関する公告

公募型プロポーザル方式による、令和5年度自営型テレワーカー養成研修実施業務委託について、次のとおり公告する。

令和5年6月1日

茨城県知事 大井川 和彦

### 1 業務内容等

#### (1) 業務の名称

令和5年度自営型テレワーカー養成研修実施業務

#### (2) 業務の目的

育児や介護等により就業機会が制約されやすい女性に対し、柔軟で多様な働き方が可能な「自営型テレワーク」による就業支援を行う。

※本業務における「自営型テレワーク」とは、注文者から委託を受け、パソコン等の情報通信機器を活用して、主として自宅又は自宅に準じた自ら選択した場所において、成果物の作成又は役務の提供を行う就労をいう。

#### (3) 業務の内容

別添「令和5年度自営型テレワーカー養成研修実施業務委託契約書（案）及び仕様書」  
のとおり

#### (4) 委託期間

契約締結の日から令和6年3月15日（金）まで

### 2 資格要件

当該企画提案競争に参加しようとする者は、以下のすべての要件を満たすものであること。

- (1) 茨城県物品調達等競争入札参加資格審査要項（平成8年茨城県告示第254号）に基づく茨城県物品調達等競争入札参加資格者名簿に登録されている者であること。
- (2) 茨城県物品調達等登録業者指名停止基準に基づく指名停止の措置を受けていない者であること。
- (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しない者及び同条第2項の規定に基づく茨城県の入札参加の制限を受けていない者であること。
- (4) 会社更正法（平成14年法律第154号）に基づく更正手続開始の申立て及び民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立がなされていない者であること。
- (5) 茨城県暴力団排除条例（平成22年茨城県条例第36号）第2条第1号又は同条第3号に規定する者でないこと。
- (6) 当該業務を円滑に遂行するために必要な組織、人員、資金等の経営基盤を有する者であること。
- (7) 過去5年間に於いて、同種又は類似業務を実施した実績を有するものであること。

### 3 審査基準

#### (1) 審査方法及び結果の通知

提出された企画提案書は、担当部局に設置した審査会において、下記（2）の評価基準により審査する。採否については、決定後速やかに通知する。

なお、審査内容は非公開とし、審査結果について意義申立ては認めない。

#### (2) プロポーザルの評価項目等

ア 理解

- ・事業趣旨の理解について

イ 実施体制

- ・事業の実施体制、スケジュールについて

ウ 事業実施

- ・講師の経歴や資格、実績等について
- ・研修内容や工夫点について
- ・同種、類似事業の実績について

エ 経費妥当性

- ・経費積算の妥当性について

4 手続き等に関する事項

(1) 担当部局

茨城県産業戦略部労働政策課 (担当：和田)

〒310-8555 茨城県水戸市笠原町 978 番 6

電話 029-301-3635 FAX 029-301-3649

E-mail roseil@pref.ibaraki.lg.jp

(2) 公募に関する説明書の交付

ア 交付期間

公告から令和5年6月16日(金)(土日祝日を除く)までの  
9時から17時まで(12時から13時までを除く)

イ 交付方法

茨城県物品役務入札情報サービスからのダウンロード又は(1)の担当部局において直接交付

(3) 企画提案書等の提出方法

ア 提出書類 別添「令和5年度自営型テレワーカー養成研修実施業務委託に係る公募に関する説明書」6のとおり

イ 提出先 (1)に同じ

ウ 提出方法 持参または郵送(送付記録が残るもの)

エ 提出期限 令和5年6月19日(月)15時(必着)

5 その他

(1) 書類の作成に用いる言語及び通貨 日本語及び日本円

(2) 契約書作成の要否 要

(3) 企画提案書の作成及び提出に関する費用は提出者の負担とする。

なお、提出された企画提案書は返却しない。

(4) 企画提案書に虚偽の記載をした場合には、企画提案書を無効にするとともに、不利益処分を行うことがある。

(5) 企画提案の審査は、提出された内容に基づき行うが、採用決定後、企画提案内容をそのまま委託するとは限らない。また、委託金額については、採用決定後、見積もり合わせにより別途決定する。

(6) 提出された企画提案書については、後日ヒアリングを行うことがある。

(7) その他詳細は説明書及び仕様書による。